

第19回教育委員会会議

1 日時 令和3年11月18日（木） 午前10時00分～午前12時00分

2 場所 大阪市役所本庁舎地下1階 第10共通会議室

3 出席者

山本 晋次	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理人
平井 正朗	教育長職務代理人
大竹 伸一	委員
栗林 澄夫	委員
多田 勝哉	教育次長
塩屋 幸男	東住吉区担当教育次長
大継 章嘉	教育監
三木 信夫	理事兼政策推進担当部長
川本 祥生	総務部長
忍 康彦	教務部長
福山 英利	指導部長
飯田 明子	生涯学習部長兼市立中央図書館館長
村川 智和	総務課長
仲村 顕臣	首席指導主事
山崎 真由美	I C T推進担当課長
本 教宏	教職員人事担当課長
上田 慎一	教職員サービス・監察担当課長
松井 良浩	教職員給与・厚生担当課長
中道 篤史	初等・中学校教育担当課長
大多 一史	生涯学習担当課長
島上 智司	中央図書館利用サービス担当課長

松浦 令 教育政策課長
有上 裕美 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に大竹委員を指名
- (3) 案件

議案第108号	市会提出予定案件（その16）（職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例案）
議案第109号	職員の人事について
議案第110号	校長公募にかかる第3次選考（最終）の合格者の決定について
議案第111号	職員の人事について
議案第112号	職員の人事について
議案第113号	職員の人事について
議案第114号	職員の人事について
議案第115号	職員の人事について
議案第116号	「第4次大阪市子ども読書活動推進計画」（素案）について
議案第117号	「第4次生涯学習大阪計画」（素案）について
報告第22号	2学期当初における児童生徒の学びの保障にかかる状況調査結果について
協議題第29号	大阪府新学力テスト（小学生すくすくウォッチ）について
協議題第30号	特別の教育課程に基づく教育を行う学校（特例校）の設置にかかる方向性について
協議題第31号	「大阪市教育振興基本計画」について

なお、議案第109号、第110号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、議案第108号、第111号から117号、報告第22号及び協議題第29号から第31号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

協議題第29号「大阪府新学力テスト（小学生すくすくウォッチ）について」を上程。

福山指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

本日は10月12日の教育委員会会議での議論を持ち帰り、教育委員の皆様から頂いたご意見への答えも含め、この間、府教育庁とも協議を重ねながら、事務局内部で再度分析、検証をしてきた内容について、報告させていただく。教育委員の皆様から頂いた主なご意見として、教科横断的な問題の分析と活用については、平井委員より、エリアで見ると結果に差があるのではないかと、また、大竹委員からは、問題の分量と時間の内容が適切であるかと、評価レベルに違いがあるかというご意見であった。個人票、ウォッチシートの分析と活用については、森末委員より、結果を授業にどのように結びつけていくかと、弱みや改善点を明らかにする必要があるのではというご意見と巽委員からは、ウォッチシートの文言にどの程度信頼性があるのかというご意見を頂いた。今後に向けて、平井委員より、教科横断的な問題を解くことが出来れば、どのような力がつくかということは、研究途上ではというご意見を頂いた。

これらのご意見について、論点1点目の教科横断的な問題の結果について、ブロックごとに分析した結果は各ブロックとも、府平均に近い結果となっているが、地域によっては、結果に差が出ている。この傾向は、全国学力・学習状況調査結果とほぼ同様の傾向にある。

次に、論点2点目として、教科横断的な問題の回答時間と分量は適切だったかを分析した。最後の設問である、小問（10）は、平均正答率が一番高い、つまり容易な問題にも関わらず、無解答の児童が一番多い結果となっている。また、小問（9）を正答しているにも関わらず、小問（9）よりも易しい問題である小問（10）を無解答の児童が約1000人いた。これらのことから、時間が足らなかった児童が一定数いるということが推察されている。本市の分析結果を踏まえ、府教育庁と協議をしたところ、事前テストを行い、40分程度の時間で解答できると判断したとのことである。また、今年度の実施要領において、10分程度の延長を可能としてはいるものの、来年度の実施に際して、時間や分量を精査し、適切に問題が解けるよう検討していくと、府教育庁から回答を得ている。本市としては、来年度においても同様に延長が認められるのであれば、学校判断ではなく、本市一律で延長時間を含め、最長時間で設定し、児童が最後まで問題に取り組めるよう配慮してまいらる。

論点3点目の教科横断的な問題の評価について、採点者によって違いがあるかをサンプリング調査した。本市の指導主事8名に、解答類型と答案サンプルを提示して、実際に採

点を行った。委託業者が採点した上段にあります星3つのキラキラと、下段にあります星2つの答案サンプルについては、指導主事によって、星3つや星2つをつけるなど、採点にばらつきが見られた。資料右上の星が3つの答案については、本市の答案を60例ほど調査したが、該当する答案が見当たらなかった。府教育庁に確認したところ、この問題については、問題を前向きに取り組み、解くための努力を評価することで、今後の学習への意欲につなげ、解答類型に沿っていれば、すべてキラキラの評価としているとの回答であった。府教育庁としては、問題の作成や評価基準の設定について、府庁内での検討、委託業者を交えての検討、ワーキンググループでの検討など、協議を重ねて作成、設定したとのことである。本市の指摘を踏まえ、今年度からさらに本調査がより良いものになるよう、各市町村からの課題も聴き取りつつ、検討を進めていきたいという考えであった。

論点4点目の効果的な活用事例についてである。10月に行われた市町村指導主事連絡会で、他の市町村での教科横断的な問題の効果的な活用事例を交流してきた。1つ目の市町村では、自分の考えなどを文章にして説明することや、文章、図、表などを用いて解法を求めること、条件を満たしつつ、自分の考えを書くことに重点を置いた取り組みを進め、学期末活用テストなどを使い、効果検証を図る。2つ目の市町村では、各教科においてユニバーサルデザインを意識した授業づくりを行い、図表を使って視覚的に考える取り組みを進めているとのことであった。3つ目の市町村では、アンケート結果から、児童と教員の意識の差を分析し、教員の意識改善を図る取り組みを推進する。本市においては、児童と教員の意識の差を調べてみると、授業の目当てについての設問では、教員の97.3%が意識させていると回答していたが、児童の方は76.5%程度しか意識できていないというような結果が見えてきた。本市においても、今後、全教員対象にオンデマンドで学力向上授業研修を実施し、今年度の問題分析を通じて、言語能力、問題発見課題解決能力、情報活用能力の育成を踏まえた主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくりポイントや、ICT活用例も含み、教科横断的に児童の資質、能力を高める取り組みを研修で周知していきたいと思っている。研修の内容としては、調査問題を活用して、事実と意見を明確にする。相手を意識して文章の構成を考える。具体的な事実を挙げて、説得力を持たせる工夫をする。授業アイデアの紹介等を予定している。

論点5点目、6点目として、個人票、ウォッチシートの記載について、府教育庁と協議を行った。文例の作成にあたっては、心理系などの有識者や委託業者、府の指導主事などがワーキンググループを結成し、作成、推敲したとのことである。また、各教科、わくわ

く問題の設問ごとに、解答類型に合わせて学習のアドバイスを記載し、弱みについても児童へ今後取り組むべき内容を記載しているとのことである。個人票での目に見えない学力を示した、あなたの良いところ、強みでは、児童アンケートの設問での回答に応じて、表現を変えて、文例を約7万5千通り用意しているとのことであった。また、児童や保護者に配慮し、児童アンケートの回答状況から、その児童に応じた傾向を、何々だと考えられますという表現に留めているとのことである。本市において、個人票に記載のある文例を分析すると、目標に向かって頑張る力の文例では、同じ頑張る力でも、1人は、目標を最後までやりきるまで頑張り続けることができる人と表現し、ある1人は、物事にしっかりと取り組みながら、自分の気持ちや行動をコントロールすることができる人と、表現に違いをつけていた。また、さらに頑張る力が強い傾向の児童には、とても粘り強く、最後まで努力し続けると表現しており、アンケートから見えてくる児童の強みに変化をつけ、児童一人一人に応じた自己肯定感を高める表現となっている。

論点7点目として、今後、府教育庁としては、児童一人一人が学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけていくことをめざし、そのためにもすくすくウォッチに、すべての市町村の教育委員会が参加し、活用してもらいたいと考えているとのことである。今後とも、各市町村の意見を踏まえつつ、連携を図りながら、より良いすくすくウォッチになるよう、検討していくとのことであった。本市においても、次期教育振興基本計画の素案で、読解力、言語能力、数理能力、論理的思考力、情報活用能力などを育成していくとしている。教育庁の方向性とも合致しており、本市としても、次期教育振興基本計画に沿って取り組みを進めていくとともに、府教育庁と引き続き連携し改善を求めながら、本市の学力向上の取り組みへの検証改善サイクルの一環として、すくすくウォッチを活用することは有効ではないかと考えている。次年度以降も様々な学力向上施策の取り組みを進め、本市のすべての子どもたちが、社会を生き抜くための基本となる学力をしっかりと身につけることをめざしていきたいと考えている。

最後に、今後の教育委員会会議の議論の進め方としては、この後、教育委員の皆様からご意見を頂戴して、次回の教育委員会会議において、次年度の大阪府新学力テストの実施要領について、基本的には今年度と変更はないが、その実施要領についてご説明させていただくとともに、本日の教育委員の皆様からのご意見を踏まえて、参加について審議いただく予定である。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 教科横断的な問題の分析はよくわかったので、肝心なことは、現場がこれをどうやって生徒たちに落とし込むかというところだと思います。府の分析も参考にされて、具体的な振り返りと具体的な取り組みをどう落とし込んで、理解度を高めるか考えられた方がよいということ、さらに、教員研修も含めてオンラインを使った形での双方向・同期型でやるパターンと、アーカイブ形式の非同期型でやるパターンの棲み分けや組み合わせなどのご検討よろしくをお願いいたします。

【福山指導部長】 はい。ありがとうございます。

【栗林委員】 調べていただいて、どうもありがとうございます。お話はよくわかったのですが、平井委員のおっしゃったような検討は是非やっていただきたいと思います。もう1つ、学びのあり方、それからその学びを受けて子どもが伸びていこうとする、そういう形を今変えていかななくてはいけないという時代になっているということで、国の方も指針を出してきているわけですが、それでは、どういう力が身についたのかという評価の方ですよね。これはまだ十分に検討されていないという段階ではないかと思います。この点も各市町村全体で内容を詰めて、正確な評価に近づくような検討が必要だと思いますので、こうした取組についても、引き続き充実していくようにしていただけるとありがたいと思います。

【森末委員】 少し細かい点ですが、10分程度の時間の幅を持たせていますよということなのですが、これはどういうところが10分程度の幅を持たせているのかという点と、それを誰が決めるのかというのと、それを事前に決めているのか、少しその辺りがわからないので教えてください。

【福山指導部長】 基本的には40分というテストです。調査時間があったのですが、学校の状況によっては、10分延長してもよいということが示されていたようです。それを各学校の校長の判断で、事前にうちの学校は40分でしますよとか、50分でしますよということは決めていたということでしたので、先ほど申しましたように、来年度もそういった幅を持たせて実施してもよいということであれば、本市として全学校最大の時間を使ってくださいというようにしようかと思っています。

【森末委員】 そうなりますよね。別にテストの点を競うわけではなくて、調査というか、つまり、子どもたちのやる気を起こさせるというのであれば、やはり、片や40分、片や50分というのはおかしいので、50分なら50分で統一するべきということは言った方がいい

いというのは間違いないのでしょうか。それから、解答類型に沿って「キラキラ」という最高点をつける、その解答類型に沿っている、とはどういうことなのかなというのがわからなかったの、その辺はお聞きになりましたか。

【古閑次席指導主事】 はい。正答の基準というのを3つほど作っておりまして、1つ目はその前の問題の趣旨をきちんと解答内容に関連させているかどうか。2つ目はキャッチコピーを意識した言葉で書いてあるかどうか。3つ目は視覚的な工夫を用いて表現しているかどうかという、その3つの観点を決めまして、それに沿い、その3つとも出来ている解答か、その2つなのかというような解答類型を事前に作っているということです。

【森末委員】 なるほど。これは記述式ですから、それを見て、その文章がその3つの観点到に沿っていたら、最高点をつけるという趣旨でやったのですね。

【古閑次席指導主事】 はい。

【森末委員】 別に構わないですけど、これだけ差がでるものなので、どういう採点をするか、ある程度統一しておいた方がいいでしょうね。

【大竹委員】 森末委員と被るのですが、前回の説明時には、私は試験問題の時間と分量の話と評価の話をお聞きしました。この分量のところはよく分析をしていただいたと思っています。今回も教科横断的という問題も試行で入っている。そういう面では、選抜的な試験ではないので、やはり試験時間は初期の段階というのは試行錯誤になると思いますので、しっかり時間をとって、なるべく無解答がないような時間配分にするというのはいかがでしょうか。やはり、ある学校は何分、ある学校はそれより長いといったことがあると、ブロックの色んな評価をする時にまた補正が必要になるので、時間は統一をされた方がいいと思います。それから、評価の問題ですが、どうしてもこういった問題というのはばらつきが出てくると思います。そういう面では、ある程度のばらつきはしょうがないのですけれども、キラキラ星が3つに対して、キラキラ星から星2つまで分かれる評価が出てくるということは、少し問題だろうと思います。だからこういった問題をどういうふうに評価を狭めていくか、ばらつきがあるのはしょうがないですが、これだけばらつくというのは、やはり問題です。そういう面では、実際委託業者の採点官の評価バランス、評価のばらつきというものを、どうしたら縮めていけるかということも、引き続き検討していただければありがたいと思います。

【山本教育長】 府下全体で本市が実施しているような経年調査を実施したい、できたら最大規模の大阪市にも参加してもらいたいという府の強い希望のもとでやっていること

は十分理解できるのですがけれども、このわくわく問題がついていることで、基礎的な、比較的評価のしやすい部分と、手探りの部分とが混ざってしまっていますね。府の教育庁の方もこのわくわく問題のことは、新しい指導要領の考え方の中で入れたいということだけけれども、これをどうこうするという思いは、恐らくないのだろうと思うのですね。ですので、今日の先生方のご意見を府教育庁が聞いて、また色々改めていくというのは、一つの形なのかなと思います。何も大阪市教育委員会だけではないですけれども、府教育庁に言っていただきたいのは、公表の仕方というものは、まだまだちゃんとした形を求めて模索している段階ですし、あくまで試行的なものなので、外へ公表する時期にはまだないのではないかというのがあるので、そのあたりはまた意見交換をして確認だけはしておいていただいて、また今のご意見をもとに進めていただけたらと思います。

協議題第30号「特別の教育課程に基づく教育を行う学校（特例校）の設置にかかる方向性について」を上程。

福山指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

8月10日の令和3年第13回教育委員会会議において、協議題第18号では、令和6年度開校予定の不登校児童生徒等を対象とする特別な教育課程を編成して教育を実施する学校、いわゆる不登校特例校の設置に向けた基本的な方向性について、ご審議いただいた。本日は、その特例校に併設する、中学校夜間学級の方向性について説明したい。

夜間学級においては、義務教育を受ける機会を求めて、異年齢の方、外国から来た方など様々な方が入学し、学んでいる。様々な人々と同じ場所で学校生活を送る中で、不登校に陥ってしまった生徒たちが人間関係形成、社会形成能力や課題解決能力などを高めるとともに、学びに向かう姿勢の更なる向上につなげることができ、社会において自立的に生きる基礎を培う、より良い教育活動が行えると考えている。

本市では、市内4校の中学校に夜間学級を設置している。その在籍生徒は全体的に減少傾向にあり、一方で、本国や日本において、十分に義務教育を受けられなかった外国籍の方で、就学の機会を求めている方々が天満中学校と天王寺中学校の夜間学級で増加傾向にある。中学校夜間学級にかかる課題としては、全体的に小規模化が進むなか、特に文の里中学校では在籍者数20名以下という状況が6年間続いている。また、天王寺中学校では、中学校の教育課程を学ぶための学習言語を習得できていない外国籍の生徒が増えていることから、日本語指導をはじめ、多様なニーズが混在しており、ニーズに合った教育を適切

に提供することが求められている。

事務局としては、特例校に中学校夜間学級を併設するにあたり、文の里中学校と天王寺中学校の夜間学級を統合し、それを特例校に移転することにより、教員体制を充実させ、日本語指導を含めた多様なニーズに対応できる夜間学級となるよう取り組んでいきたい。来月12月より、令和4年度の夜間学級の入学者の募集が始まる。令和4年4月に入学した生徒は、令和6年度に3年生として在籍することになり、その時点で校地が移転することになるため、次年度の入学希望者については、今後の予定を個別に説明するよう進めていきたいと思っている。また、在籍している生徒に対しても、今後の予定を説明し、丁寧な対応に努める。

質疑の概要は次のとおりである。

【栗林委員】 今の説明のように、これまではずっと家庭の事情ですとか社会的な背景があって、夜間中学へ行かなくてはいけないというような方が大部分を占めてきたところが、この間、外国から来られた方が、日本語がほとんどわからないということで必要が出てきているという側面が強いのではないかと考えています。大学でも人権教育を担当する教員というのは、差別問題の対応というのをこれまでずっと主要な課題としてやってきたのですけれども、現在は人権を十分に発揮できない立場にいる人を支援しなくてはいけないという観点から、研究テーマそのものが外国からの入国者に対する言語支援という、日本語教育に端的に言えば移行しているような側面があるのです。それで教えていただきたいのは、こういう形で集約化を図って体制を整えていくというのは、それはいいことだと思うのですけれども、その場合に、家族・親子が同じようにそういう教育を受ける対象になっているケースというのは圧倒的に多いのでしょうか。それとも、お子さんの方は日本へやってきて、学校教育を受ける中で一定の対応ができる力が身について、夜間中学は主に日本語の対応能力がついていない保護者の方だけなのでしょう。その違いによって、政策的な対応も考えていかなくてはいけないところがあると思うので、もしはっきりわかっているのでしたら、教えていただきたいと思います。

【福山指導部長】 この夜間学級というのは、あくまでも義務教育段階の教育を提供するところであります。日本語教室、日本語指導教室と取り違えてしまうということがあるのですが、府内すべての夜間学級同様なのですけれども、あくまでも中学校、義務教育段階の中学校の教育課程を学ぶところであります。そのために、原則ある程度の日本語が理解

できるうえで入学していただくというのが、一応入学基準であるのですが、そこもある程度ということなので、ここはもう校長の判断になってしまうのですが、ある程度日常会話ができる人もいれば、本当にもうなかなか日本語では理解できない方も入学しています。ただ、親子で入学というのは聞いておりませんで、あくまでも義務教育段階を受けていない方々ということで、天王寺には44名の外国籍生徒がいるのですが、そのうちの16名は15歳以上、29歳以下ということになります。

【栗林委員】 そうですか。ありがとうございます。

【平井委員】 先般も報道されましたように、来日外国人の子どもたちが全国に約5万人います。実際その受け入れの大学もほんの少数のようで、大阪での現状でも把握した上で対応を考えておかれたほうがよいと思います。実際、他の自治体でも日本語の指導に苦勞している小中もあるようですからその対策は考えられておかれた方がよいように思います。また、不登校の児童等と書いてありますが、不登校が増えているのが現状も再度、勘案しておかれた方がよいかと思いました。

【福山指導部長】 そうですね。

【平井委員】 それがどれぐらいの比率かわからないのですが、コミュニケーションに課題があるということは人間関係に影響する可能性があり、不登校になる可能性も考えられます。もう少し検討しておかれた方がよいと思います。

【福山指導部長】 はい。

【森末委員】 天王寺中学校と文の里中学校の夜間部を統合して、いずれかの学校ではなくて、不登校特例校とする、もと日東小学校に持ってくるということですね。これは、地理的關係というか、距離的・時間的にあまり負担にならないということでもいいですか。

【福山指導部長】 そうですね。直線距離にすると、そんなに遠くないです。ただ、交通機関がもと日東小の場合は堺筋線になりますので、天王寺だと複数の路線を使って登校できるので、そこは夜間学級に通っている方々、また、通おうとしている方々にすると、路線が限られるというのは不便になるかもしれないです。また、実は建物のこともありまして、お年寄りの方もたくさんおられるからエレベーターをつけてほしいという要望があります。天王寺中学校の校舎にはもうエレベーターをつけられないのですが、もと日東小に行きますとエレベーターがありますので、様々な教育のニーズもあるのですが、環境面も考えてということですよ。

【森末委員】 なるほど、ハード面を考えてプラスマイナスで、プラスもあるだろうとい

うことですね。

【福山指導部長】 はい。

【森末委員】 もう1点、そのソフト面ですけれど、天王寺中学校では今問題になっている日本語指導が必要な生徒が多い。それが統合すると70人規模になるので、教員体制が充実でき、だから日本語指導が必要な生徒にも寄り添った教育ができるので統合するというのですが、具体的にはどういうことですか。1つの学校では前よりは先生が増える。それで、日本語指導が必要な生徒に対してニーズに沿った先生を入れるということですか。あるいは、もっと丁寧にできるということでしょうか。どちらでしょうか。

【福山指導部長】 今、天王寺中学校に配置している夜間学級の教員は6名、文の里中学校は5名ということで、中学校の課程なのに5名とか6名しかおらず、教科を埋められない。そこは非常勤でなんとか埋めているところなのですけれども、統合してある程度の規模にすれば、例えば今、東生野中学校であれば4学級規模で9名の教員が配置できていますので、統合することによって学級規模を確保し、教員の定数も増やすことができるということです。さらに考えていますのは、今夜間学級では日本語指導を夜間学級の生徒にするということではできていないのです。昼間の中学校、小学校には、今手厚く日本語指導のセンター校といわれるところを作ったり、指導者を派遣したりしているのですけれども、そういうことが夜間学級にはできていないので、なんとか色々な手で、日本語指導ができるような人員も配置できないかというように今模索しているところです。

【森末委員】 是非そうしてください。

【山本教育長】 今、頂いたご意見をまた参考にして進めていただけたらと思います。

協議題第31号「大阪市教育振興基本計画について」を上程。

三木理事兼政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

10月26日に素案に対する各校長会の意見をお示しするとともに、意見数69件のパブリックコメントの中間報告を行わせていただいた。その後、パブリックコメントについては、11月11日の締め切りにかけて、非常に多数の意見が寄せられ、最終的に275件の意見があった。本日は意見等を踏まえた計画文案の変更案を中心に説明させていただく。

意見の状況であるが、基本的な方向では特定の分野に偏ることなく、幅広く意見を頂いた。これらの中から意見数にして13件、同じ趣旨の意見があるので、修正項目としては10箇所について意見を反映した案を作成している。中間報告での修正から、さらに修正を加

えた点について説明させていただく。

では、まず第1編の基本的な方向1の部分であるが、児童生徒の話を聞くという対応を含めるべきではとの意見の反映について、意味を明確化するとともに自然な表現とするため、安全・安心な環境の中での子どもの成長につながるよう、と追記した。次に、教育委員会事務局の業務の継承、レベルが下がっているとの意見反映について、働き方改革の趣旨も踏まえ、教育委員会事務局のマネジメントのもと、業務の精選、効率化と指導主事等の指導力向上を図り、と追記した。次に、安全教育の部分であるが、小中学生は自転車を利用することが多く、加害者となる事例もあることや、関係機関との連携を記載してはとの意見を踏まえ、児童生徒が被害者、加害者とならないため、また、関係機関と連携し、と追記した。キャリア教育の内容の意見反映についてであるが、新しい生活様式の例示として、テレワーク等を含む新しい生活様式、と追記した。次に、障がいのある者も、障がいのない者も互いの良さを認め合い、協働できる共生社会をめざしますとあるが、認め合うものを良さに限定しているとの意見が寄せられたことから、障がいのある者も、障がいのない者も互いに認め合い、協働できる共生社会をめざします、と修正した。次に、多文化共生教育の推進の意見反映については、保護者、家庭のニーズを吸い上げながら、情報提供、相談機能を充実するとともに、と追記し、意見に直接に対応した文章に修正した。また、現計画にある、我が国の歴史と社会、それを生み育てた伝統文化といった表現が抜けているとの意見が寄せられたことから、多文化共生教育の推進に現行計画にも記載されている、我が国や郷土の文化、伝統を尊重し、広く伝えるとともに、世界における多様な文化を理解し合い、と追記し、併せて具体的な取り組み例に、日本の文化や伝統についての体験的な学習の推進、を追記した。次に、タブレットもいじめの道具になるとの意見の反映について、ネットいじめが社会の変化であるような表現となっていることから、ネットいじめの深刻化など、社会の変化に応じたいじめ対策、と文章を修正した。カリキュラムマネジメントの推進については、人材の活用に向けた、校長のマネジメント能力の向上について、文章を2つに区切り、整理をした。また、地域学校協働活動の推進について、地域活動協議会との関係を指し示すべきとの意見を受けて、巻末用語集への追記に加え、本文についても、地域活動協議会との連携を明記した。以上がパブリックコメントでの意見を踏まえた修正箇所である。

続いて、問題行動、不登校等、生活上の、生徒指導上の諸課題に関する調査結果などを踏まえた目標の時点修正を行った。まず、家庭地域等との連携協働した教育の推進につい

て、全国学力学習状況調査の結果を受け、生涯学習大阪計画を検討する中で、コロナ前の水準に戻すことを目標とすると確認されたので、本計画でも連動して、令和7年度末の数値を変更している。次に、問題行動への対応については、令和2年度末の結果に事前修正するとともに、事前説明時の委員の皆様のご指摘も踏まえて、小学校の児童生徒1000人あたりに対する暴力行為発生件数を2件以下から0.8件以下に、中学校については5件以下から4件以下に、より高い目標数値に修正した。教員の管理職選考受験者に占める女性職員の割合や不登校改善率などについて、令和2年度末の結果が出たので、更新している。これらについては、目標値を見直すような変化はなかったもので、目標値そのものはそのままにしている。全国体力・運動能力、運動習慣等調査、大阪市英語力調査については、今後、結果が出たら現状値を修正する予定である。その他、パブリックコメントの実施や義務教育学校の定義を該当箇所を追記した他、セーフティプロモーションスクール、SPSのモデル研究について、より内容に沿った場所へ移動し、英語科教諭の研修の変更に伴う修正等を行った。計画第1編にある、これまでの成果と課題や、基本的な方向とそこに紐づく施策をベースに整理をしている。それぞれのご意見に対し、本市の考え方を示していく予定であり、現在、文案を作成しているところである。

最後に今後の予定であるが、素案については市会の議論を踏まえた案を、12月の教育委員会会議で議論いただいた上で、年明け1月に総合教育会議に諮り、2月、3月市議会に議案として提出する予定である。意見に対する本市の考え方については、本日ご協議いただく内容も踏まえ、改めて教育委員会会議に諮らせていただき、了承が得られたら、パブリックコメントの結果公表の際に、ホームページに掲載することとする。

質疑の概要は次のとおりである。

【栗林委員】 前に説明して頂いたと思うのですが、令和7年に92%を85%に下げる。それから、86%を77%に下げる。あるいはその、生徒1000人あたりに対する暴力行為に関しては、2となっているのを0.8以下にする、これは低くなるから、それについてはもちろんいいことだと思うのですが、計算の根拠は何でしたか。

【仲村首席指導主事】 まず、地域学校協働活動本部の根拠でございますが、これは全国学力学習状況調査の結果でございます。前回、素案の段階では、小学校では令和元年度のデータで84.5%ございました。その時に、全国は79.2%でございまして、それを見越して、2年度、3年度と、多分伸びていくだろうという形で、元々92%にしていたのです。

が、令和3年度の本市の結果では、小学校で73.2%というふうに減りました。これはコロナの影響もございまして、地域の方の学校に対する協力も減ったということでございます。全国も同様に、令和元年度79.2%が73%に減りましたので、コロナ前の水準である、令和元年度の84.5、つまり85%をめざすということにさせていただきました。これでも全国よりも6%高い数字になっております。中学校においても同様に、令和元年度に76.2%が令和3年度に63.4%に減りました。令和元年度の全国は67.5%で、63.3%に減った状況でございますので、77%も全国より10%高い目標値になっていますが、コロナ前に戻すという形にしております。

続いて、児童1000人あたりに対する暴力行為発生件数等につきましては、令和元年度小学校で2.1だったので、その時点では、令和7年度末は2とさせていただきました。中学校におきましては、その時点で8.0だったデータを実際に令和2年度4.6になりましたので、4というふうに高い目標値にしました。その時に、小学校ではなぜ2にしたかという、元々、全国では小学校が昨年度6.5なのです。異様に大阪市が低い状態でしたので、それよりも全国の6.5の3分の1、2以下を常にめざしていこうかと考えていたのですけれども、やはりより高い目標をというご意見も頂戴いたしましたので、0.9から0.8、中学校は4.6から4にしたところでございます。

【栗林委員】 ありがとうございます。前提の説明は受けていたということをお聞きしました。

【森末委員】 今回の指標のところですが、令和3年とか、令和2年度末をあげるのですけれども、やはりコロナの影響がかなり大きいので、これを基にして本当に考えていいのかということが、私が元々懸念していたところです。もちろん0.9というのは素晴らしいのですけれども、これはコロナで学校に行かなかったということも、非常に大きく影響しているのは間違いない。もちろん学校安心ルールも影響していると思います。それを基に、今0.9であるところを、令和7年を2にすると、これはコロナの影響があるけれども、読んでいる人は、何ですかこれは？と思うでしょうねという話をしたつもりです。ただ、0.9を0.8にしたらいいかということ、本当に達成できるのですか。コロナ前の状態に戻った時に、0.8という目標を掲げるのがいいのかという話で、あまりにもこの0.9というのが、学校に行ったり接触したりする機会が減るから、減るのは当たり前ですよ。保護者や地域の人との協働による活動を行いましたかということも、コロナになったらそれは減りますよね。これについては、コロナの影響が引き続く可能性ありますよね。学校の場合はまだ

閉じていたのが交流したりしますが、こっちは自主的にやるものがあるから、だから今回、この指標をあげるというのが誤解を生じないかなと思ったので、それならコロナ前の数字をあげるとか、何か工夫が必要なのではないかなというのが、非常に気になるところです。ここはもう一度考えてもらった方がいいのかなと思います。安易に0.9から0.8という高い目標といっても、できないものを掲げてもしようがないですし、いや、本当にできるならいいですけどねという話です。

もう1点ですが、意見を踏まえて原案に反映したということで、この一番上だけは、これを反映したのかよくわかりません。1番目は子ども自身から話を聞いてくださいという意見ですよ。これを受けて修正したのが、「安全・安心な環境の中で子どもの成長につながるよう、具体的な取り組みを進めていきます」と、こうなっているのですが、意見を聞くというのを反映させたと言えるのかどうか、反映していないなら、ここはもう削除した方がいいのかなと思ったので、ここはどういうことになりますでしょうか。

【三木理事兼政策推進担当部長】 これにつきましては、子どもの意見を直接聞くというのは、どういう形で聞くのか、また、特に小学生の場合は難しいところもありますので、子どもに寄り添いながらという表現で反映したものです。実際、暴力件数は大きく減っていますので、安心・安全な環境の中で子どもの成長につながるよう、具体的に取り組みを進めていくということで、これは直接この意見の分ではないですけども、どちらかといえば文章の整理ということになります。問題行動の部分でございますが、確かに森末先生がおっしゃいますように、令和2年度に小学校等で低かったというのは、コロナの影響で接触の機会が低かったということで、これは全国的な傾向と文部科学省も言っております。ただ、暴力行為そのものについては、やはり基本的には起こってはいけないことでございます。大阪市の小学校の場合、特に全国よりも低い数字ですので、学校安心ルール等もございまして、これについてはできるだけ目標値は現状値以下に抑えていきたいと考えております。ここを2に戻すというのは、やはり、一般の保護者の方や市民の方が見られた場合に、誤解を招く恐れもございまして、そうかと言って、ここの現在の数値をコロナ前の数値をあえてあげるというのはいかがなものかなというのがございます。

【森末委員】 悩ましいですね。

【三木理事兼政策推進担当部長】 悩ましいのですが、担当の方もこの数値でなんとかクリアできるというように申しております。一旦0.8とさせていただいて、他の色んなご意見に対する回答もまだ途中のものもございまして、最終的に変更ということであ

りましたら、1月末の市会提出案件の前の教育委員会議の時まで修正が可能ですので、並行して考えてまいりたいと思います。

【森末委員】 実現が不可能でないと、可能だということで決意頂いているということであれば、これでぜひお願いします。そもそもゼロが一番いいですからね。ただ、子どもに寄り添いながらとの記載は、そうなのかなと思いながら読んでいて、子どもの意見を聞くということをこの表現で反映したといえるのかと言われてたら、多分、意見を表明した人にとっては違いうだろうという話になるので、ここは反映できてないと考えた方がいいのかな。難しいところですね。

【三木理事兼政策推進担当部長】 この学校安心ルールについては、非常に多くのご意見を頂いておりますと、どちらかといいますと、それについて批判的な感じの意見が多くて、この意見自体もどちらかというところ、学校安心ルールはやめるべきだという意見の中の話なのですが、ただ、そういう児童生徒の話の聞き方ですけれども、むしろ教員の側から子どもに寄り添いながらということをやっているかと思っております。あと、安全・安心な環境の中でのというのは、その中で子どもの成長につながるよう取組を進めていくという形で文章を整理したということでございます。

【森末委員】 ただまあ、子どもの意見を聞くなどとか、そんなことを例示的に入れるのも、それはやはり苦しいですか。いや、本当は全般的に意見を聞ければ聞いた方がいいのは間違いないですね。

【平井委員】 数値目標はこれでよいと思うのですが、アプローチ方法はどうでしょうか？ニューノーマルという用語が示すように、これまでの教育活動の見直しが求められています。コロナ前に戻すという言い方では誤解を招くおそれがあるので、元に戻すというのではなくて、ニューノーマルに対応するという形で考えられた方がよいのではないのでしょうか。安心・安全については教育振興基本計画の中に位置付けられているので市民の方々のご意見をお聞かせ願いつつ、精査しながらベストなものにしていただきたいと思います。

【三木理事兼政策推進担当部長】 わかりました。説明の仕方について、ご指摘の形でやってまいりますので、よろしく願いいたします。

【栗林委員】 今、平井委員から指摘されたことに関わっているのですが、前回の総合教育会議で大森先生と私は、これについて意見交換しましたが、国の方向と非常に強く関係しているのです。その根底は何かというと、大阪教育大学の池田小学校事件なのです。学校で、一度に8人も亡くなって、けが人もたくさん出たわけですから、これはや

はり国としてどうなのか。しかも国立大学の附属学校で起こったわけでしょう。それで、文科省でもこれについては、しっかりとやっていかななくてはいけない。大森先生がそれを主張しておられるのは、そういうこととの関連で、やはり各市町村レベルでもこの対応というのは、子どもの命を守るための基本的な原則ですよね。だから、教育大の池田小学校からセーフティプロモーションスクール、SPS というのを提案して、今は全国に、それから外国にも広めていっていますけれども、そういうものを構築していかななくてはいけないのです。平井委員のおっしゃったとおりだと思います。検討いただいたらいいとは思いますが、そういう前提があることは、押さえていただきたいと思います。

【三木理事兼政策推進担当部長】 はい。承知いたしました。

【森末委員】 安全・安心な教育環境の実現のところで言っているのは、こういう皆さんの意見を踏まえて反映しましたということで書いてあるのですね。それは安全・安心を強調するのはもちろん大事ですし、私も必要だと思いますので、それは教育委員会の意見として書き込んだらいい話です。この意見をもって文言に反映しましたというのではなく修正したらいいのではないですかという話です。そうでないと、書いた人にとっては何が反映だという話になってくるのが、端的に言えばよくないということです。やるのは全然かまわないし、学校安心ルールが影響していて、いじめが減っているのは間違いないし、一定のルールは必要だと私も思っています。

【山本教育長】 根本的に学校安心ルールというのは、西村顧問の元々の考えが、やはりいじめもそうなのですが、現場というのはどうしても子どもに寄り添うことが悪いとは言いませんけれども、加害側も被害側も平等に取り扱って、その事情を聞かなくてはいけません。それもわからなくはないけれど、それでは規律というのが基本的にないので、いじめも、暴力事案等も含めて、それは客観的にいけないことなのだとすることを示しました。現場からは、それは子どもを蔑ろにすることであり、子どもの人権を無視する形になるというようなご意見が多かった。ただ、そこはやはり教育環境を確保するという意味でも、そういった客観的な基準を設けて、客観的、合理的に年数をかけてやっていくという形をとれば、初めて様々な件数自体が落ち着いていくだろうという考え方でした。今、森末先生言われたみたいに、市民の意見としてすべてを取り込んでいくのは難しく、根底というものをどこに置いたうえで、消化していくのか、を考えると、確かに今、森末先生のご意見を受けて、そういう側面もあるかなと思ったので、もう一度、内部で検討させていただいて、こちらの方で修正していきます。

【森末委員】 修正するのは全然構わないです。この意見を捉えてするのはどうかということ。逆転現象になってしまう。

【山本教育長】 それはすごくいい議論だと思いますので、いいものにしていくという意味での議論としては大事だと思いますね。

【大竹委員】 やっぱり気になるのが、いじめの件数なのですけど、令和3年のものがニューノーマルかと思うと、これはニューノーマルではないのですね。やっぱり異常点なのですよね。だからそういう面では、ニューノーマルを見た時に、異常点を基準として、さらに下げるといのはいかなものかというのは、やはりあるのです。コロナ前に戻せとは言いませんけれども、確かに2よりは下がるのがいいとは思いますが、これを基準として、現状の異常点よりさらに下がるというふうに目標値を出すのはいかがというように思います。その上で見ると、今年度より良い目標になっているという意味では、議論にはなりにくいとは思いますが、今年度のようにこんなに休校が続くということがニューノーマルかと思うと、私はそうは思わないのでこれよりは上がってくる。ここでそういうことも議論しておかないと、目標は立てたけれども、結果は悪くなりました。それは当初やっぱりそうでしたねというのでは、何のための目標かわからない。後の扱いは任せますが、本当は議論をするために、そういうような状況になっているのだということは、もう少し認識をしてもらった方が、逆に、今後の色んな目標を立てる上で、ニューノーマルの時の目標というのは従来とは違うのだというようなことを、一度議論して理解してもらった方が、後の運営はやりやすいのかなという気がしたので、あえて付け加えさせていただきました。

【三木理事兼政策推進担当部長】 目標値の点と最初の安全・安心のところですね。少し検討させていただいて、最終的にはまた12月など、総合教育会議までにはお示しさせていただきますと思います。

【山本教育長】 ありがとうございます。それではご意見をまた踏まえて、進めていただくようお願いをしたいと思います。

報告第22号「2学期当初における児童生徒の学びの保障にかかる状況調査結果について」を上程。

三木理事兼政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本年4月のオンライン学習において判明した、通信環境等の課題対応を経て、2学期当

初における学びの保障にかかる状況調査の結果を取りまとめたものである。調査対象期間は、8月25日から9月17日までである。

まず、学校休業等となった学校における学びの保障についてであるが、小学校では対象校117校のうち、いずれかの学年でICTを活用した学習を実施した学校は79%であり、4月調査の67%と比べて、10%程度増加している。中学校では対象校65校のうち、いずれかの学年でICTを活用した学習を実施した学校は92%であり、4月調査の51%と比べて、40%程度増加している。一方で、プリント教材等、紙ベースによる学習を実施した学校は81%となっており、小学校の98%と比較すると、中学校では、よりICTに比重を置いて活用が進められていることがわかる。ICTを活用しなかった主な理由を確認したところ、小中学校ともに、学校休業等が休日に決まったことで、児童生徒が端末を持ち帰る時間的な余裕がなかったことなどが述べられている。

次に、感染拡大への不安により、登校できない児童生徒がいた学校における学びの保障についてであるが、小学校では対象校283校のうち、いずれかの学年で双方向通信を用いた学習を実施した学校は70%であり、そのうち62%が対面授業のライブ配信を実施している。また、いずれかの学年でデジタルドリルを活用した学校は71%である。中学校では対象校124校のうち、いずれかの学年で双方向通信を用いた学習を実施した学校は62%であり、そのうち59%が対面授業のライブ配信を実施している。また、いずれかの学年でデジタルドリルを活用した学校は53%である。学校からの主な意見としては、機器操作や教材準備を含む授業づくりなどに関する支援が期待されている。今後の対応として、学校の状況に応じた個別支援や実践事例の共有を行う。また、6月の総合教育会議における学校現場からの意見を踏まえ、機器操作の支援にあたるICT教育アシスタントの拡充に向けた検討を進めていく。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 双方向型の対面授業では、児童生徒が集中できる時間は15分程度とされています。オンライン授業についてはうまく授業展開できる先生と苦手な方が二極化していると聞いているので、授業展開のモデルを提示されたら、より標準化するのかなと思いますので、ご検討よろしくお願ひしたいと思います。

【三木理事兼政策推進担当部長】 わかりました。ありがとうございます。

【平井委員】 デジタルドリルは個別最適化学習が可能なのですか？

【三木理事兼政策推進担当部長】　そうです。

【平井委員】　学校で習った内容の基礎問題や応用問題などの復習をEdTech教材で自宅で行い、その進捗状況を確認できる時代です。「未来の教室」がその典型です。大阪市でも一部の学校が取り入れているところもあるようですし、先行事例を研究した上で、検討してみる必要があるのではないのでしょうか。

【三木理事兼政策推進担当部長】　わかりました。検討いたします。

【森末委員】　感染拡大の不安で登校できない児童がいた学校は283校。まあ、ほとんどですよ。

【三木理事兼政策推進担当部長】　はい。

【森末委員】　人数は把握されていないのですか。

【山崎ICT推進担当課長】　当初の方は人数把握していたのですが、期間を通しての人数把握までは、出来ておりません。

【森末委員】　結構です。それもアンケートするのは大変でしょうけれども、ざっと言うと、どのぐらいの最初人数でしたか。わからなかったら結構です。

【山崎ICT推進担当課長】　後ほどお示しさせていただきます。

【森末委員】　そういう生徒さんに対しては、対面授業のライブ配信が、62%になっていますけれども、これはやはり出来るようにした方がいいという意見になります。よろしくお願いします。

【栗林委員】　この調査は学校休業、要するにコロナ禍でこういうICT、機能を使った学習をどんなふうに保障したかということで、パーセントを全体として見ておられるということだと思うのですが、我々も附属の方から上がってきているような意見では、教師の側からすると、ここで言っている双方向というのは何なのか。例えば、ズームで授業するということは可能ですよね。平井委員も言われましたけれども、デジタルドリルは課題提供になりますが、これは、教える側からすると、平井委員のそこはそういうのもチェックできるようになってきているということなのですが、学習到達度に関わっての集計が非常にしにくいと思います。だから、その双方向の方が教育上はプラスなのだというような受け止め方を、これから色んなふうに変わっていくのでしょうかけれども、今までのところはそういう感じなのです。だから、このデジタルドリルをやって生徒が意欲的ではないといえますか、そういう場合はどうなのですか。

【平井委員】　基本的に生徒に自分でしなさいと言ってもなかなか学習習慣は身に付き

ませんからカリキュラムマネジメントを定着させ、学校が組織的に取り組むことが求められるでしょう。

【栗林委員】 そういう側面がありますよね。

【平井委員】 教学マネジメントがすべてで、EdTechをはじめとするICT教材はツールに過ぎません。教師側にはティーチャーとファシリテーターの両立を求めてもすぐには慣れません。

【栗林委員】 そうですね。

【平井委員】 だから自己調整学習できる環境づくりだと思うのです。そうすれば自然に児童・生徒に伝わる。そのような仕組みづくりだと思います。

【栗林委員】 やはり学校マネジメントが大事だということですね。

【平井委員】 全てでしょう。ICTも以前から多くの学校が取り組んできましたがすべてうまくいったわけではないと思うのです。うまくいかなかった理由は教科担当に任せきりになっているケースが多かったように記憶しています。学校全体で取り組める体制がすべてのような気がします。

【栗林委員】 確かにそうかもしれませんね。

【平井委員】 組織として教育活動にあたる体制づくりです。

【栗林委員】 ありがとうございます。

【大竹委員】 主な意見とか、あるいは今後の対応ということで、教育アシスタントの増置、充実ということなのですが、だんだん学校現場も色々なICT機器に慣れてきていると思うので、少し役割を変えていったらどうかと思います。例えば機器の操作云々というのは、今は基本的にはコールセンターがありますから、そういったところでやって、この教育アシスタントの方がせっきやく学校に行くのだから、本当に授業への役立て方とか、来年度以降は慣れていったら徐々に、授業でどう使ったらいいかというようなことをアシスタントにと、せっきやく予算かけているので少し役割を変えていただけたらいいかと思います。

【三木理事兼政策推進担当部長】 はい。わかりました。

【山崎ICT推進担当課長】 すみません、先ほど森末先生からご指摘いただいていた感染不安について、だいたい6000人から7000人の間で推移しているというような状況になります。

【森末委員】 ありがとうございます。すごい数ですね。

【山本教育長】 予算等もこれから本格化していきますので、今いただいた貴重なご意見を活かせる範囲は活かしていくようにしてください。

議案第108号「市会提出予定案件（職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例案）について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、本年9月29日に、本市人事委員会が行った職員の給与に関する報告及び勧告に基づき、特別給について引き下げを行うため、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例案を市会へ提出するというものである。例年と同様に、本市の人事室が主導しており、学校園の教職員などにも関係があるので、本教育委員会会議にお諮りするものである。

改正の内容であるが、期末勤勉手当について、校務職員は年間0.15月分、再任用職員は年間0.1月分、それぞれ引き下げることとして、本年度は12月期の期末手当支給分から、令和4年度以降は6月期及び12月期の期末手当支給分が、半分ずつ均等に引き下げるというものである。施行期日は、手当支給に間に合うように施行予定である。

その他であるが、月例給、毎月の給与については、これも勧告のとおり、改定を行わないというものである。本条例案は現在開会中の令和3年9月から12月第3回市会定例会に上程される予定である。

質疑の概要は次のとおりである。

【栗林委員】 この趣旨は人事委員会勧告に従って改正するということだと思のですが、本年度は12月期の期末手当を引き下げるとのことですが、今はまだ閣議決定して国会通っていませんよね。

【松井教職員給与・厚生担当課長】 国家公務員につきましては、臨時国会がまだ開かれておりませんので、法律改正がまだでございますので、今現在では、来年の6月期に調整を行う方向で検討を進めていると聞いております。ただ、地方につきましては、個々自治体の条例に基づきまして支給決定いたしますので、近隣でございましたら、大阪府、あるいは堺市、主要な5大市であります、横浜、神戸、名古屋等々につきましても、今回12月期で調整すると聞いております。

【栗林委員】 おっしゃるとおり、国の方は来年の6月のボーナスで決着つけ、合わせて

いくという話にもなっていますので、やり方はそれぞれということですね。

【松井教職員給与・厚生担当課長】 はい。そういうことです。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第109号「職員の人事について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は、小学校のスクールサポートスタッフで、懲戒処分として、免職とする。

当該職員は、令和3年10月16日（土曜日）、午後10時頃、大阪市内の路上において、自らの前方にいた女性に対し、背後から抱きつき胸を触り、声を出した女性の口を押さえ、その後、女性から振り払われたため、その場から逃走して、強制わいせつ罪の疑いで逮捕された。補足説明としては、当該職員は、当該職員及び校長への聴き取り内容について、本件を起こした時、飲酒はしていなかった。校長によると、勤務状況については真面目で、自らの役割を果たせていた。コミュニケーションについても、特に問題がなかったということである。当該職員は、反省の弁を述べている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第110号「校長公募にかかる第3次選考（最終）の合格者に決定について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

合格者数について、小・中学校共通では、外部1名、内部41名の計42名を合格とする。

また、高等学校は2名、幼稚園は2名を合格とする。

可否通知については、高等学校を除き、11月22日に受験者へ通知する予定である。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第111号から議案第115号「職員の人事について」を一括して上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第111号について、扇町小学校長の休職に伴い、その後任人事として、市教育センター首席指導主事、石原至朗を充てる。議案第112号について、真住中学校教頭の休職に伴い、

その後任人事として、指導部指導主事、渡邊龍史を充てる。議案第113号について、苗代小学校教頭の長期不在に伴い、その後任人事として、指導部指導主事、神戸義男を充てる。議案第114号について、議案第111号により欠員となった市教育センター首席指導主事に、市教育センター総括指導主事、長谷川光洋を充てる。議案115号について、都島第二工業高等学校事務長の休職に伴い、その後任人事として、市立高等学校事務職員、久保田智恵を充てる。以上、5件について、発令は、11月24日付を予定している。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれの議案も原案どおり可決。

議案第116号「第4次大阪市子ども読書活動推進計画（素案）について」を上程。

飯田中央図書館長からの説明要旨は次のとおりである。

前回10月26日の教育委員会会議において、協議題として概要版を中心に計画素案の内容をご説明した。まず、頂いた各ご意見について、会議終了後に各担当等に確認した内容について、説明させていただく。

まず、森末委員の方から、最重要目標達成のための取り組みとして、例えば宿題として読書を出すといったような、学校での読書活動についてご意見を頂いた。指導部に状況を確認したところ、現状としては、各学校の実情に応じて、子どもたちが読書に親しめるような活動に取り組んでいるとのことで、具体的には、朝の読書などの一斉読書、ビブリオバトル、読書週間の行事等、様々な活動を行っているということであった。計画素案にも「一斉読書の取り組みなどにより、本に親しむ子どもを増やし、読解力を育むための教員からの積極的な働きかけが求められます」というように記載している。ご意見を参考にさせていただき、子どもたちが読書に親しむための、さらに効果的な、具体的な施策について、研究したいと考えている。

また、平井委員の方からは、組織としての読書指導推進についてご意見を頂いた。学校全体での読解力の育成については、今後引き続き、総合教育会議等でも検討されることになるかと思うが、中でも、若手教員の指導というところについて、ご意見を頂いたところである。こちらについては、学校図書館を活用した教育の推進の取り組み内容の1つ目に、調べ学習や読書活動推進のための教員研修を記載している。具体的には、市立図書館主催の教員向け研修として、司書教諭スキルアップ講習を年に1回実施している。以前、この研修の中でビブリオバトルを取り上げたところ、小中学生が楽しみながら本と出会う手法、

指導法であるとして、各学校で実施が拡がりつつあるというようにも聞いている。司書教諭スキルアップ講習については、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和2年度、3年度は中止しているが、令和4年度以降、実施予定であるので、ご意見を参考にして、若手教員に向けて役立つ内容となるよう、意識して取り組んでまいりたい。

また、異委員の方から、こども本の森中之島と学校との連携についてもご質問をいただいた。現在、学校園の見学については、実績としては週1回程度となっているところであるが、今後、希望が多ければ、それに応じて受け入れを増やす検討をしていただけるというのを聞いているので、引き続き、経済戦略局との情報共有、連携を進めてまいりたい。「すべての子どもたちにも楽しむ環境を作り出すためには、関係する機関や人々が連携し、共通の認識を持って取り組む必要があります」と記載している。

以上、主に前回のご意見については、今後の取り組みにあたって留意すべき点、検討すべき点についてのご意見であったかと思うので、本日ご提示している素案及び概要版については、前回会議でお示した案から一部誤字や文言等を、教育振興基本計画との整合性も含めて修正したのみで、内容・文章については修正をしていない。

今後のスケジュールは、本日、素案についてご承認をいただければ、11月末からパブリックコメントを実施し、来年2月頃に修正した成案の形で、また再度、教育委員会会議にお諮りした上で、年度内の策定ということをめざしてまいりたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 調べ学習について、これでよいと思うのですが、調べ学習に続き、思考、判断、協働、発表という探究的アプローチを身につけられるようなシラバス化をお願いしたいと思います。

【飯田市立中央図書館長】 はい。ありがとうございます。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第117号「第4次生涯学習大阪計画（素案）について」を上程。

飯田生涯学習部長からの説明要旨は次のとおりである。

前回の教育委員会会議で協議題として素案をご説明申し上げたところであるが、その際、頂戴したご意見について、社会教育委員の方にもご助言をいただきながら修正等をしたの

で、その内容についてご説明させていただきたい。

今回、頂いたご意見をもとに変更、修正した点が3点あり、まず、第1点目は平井委員の方から全体構成について、教育振興基本計画との整合性はとれているのかということでご指摘を頂いた。それを踏まえ、全体構成として、理念、現状と課題、計画の基本的な方向、そして具体的施策、計画推進の仕組みとなるように改めている。

次に、大竹委員から施策推進の基本的な方向の(1)は元々、「多様性と包摂性に基づく生涯学習支援」としていたものであるが、それと(2)の「ライフステージに応じた生涯学習支援」を入れ替えた方が、わかりやすさの点でも良いのではないかというご意見を頂いていた。

また、森末委員の方から、(1)で多様性はわかるけれども、包摂性はどこに記載されているのか。また、基本的な方向(1)のタイトルはむしろ、「誰一人取り残さない」とした方がいいのではないかというご意見も頂いた。この点について、社会教育委員の方にもご意見を伺ったが、本計画においては、外国につながる人や障がいのある人だけではなく、様々な主体を誰一人取り残すことなく生涯学習を支援すること、これを重視するといった視点から、このことを強調するため、構成については、原案のとおりとさせていただきたい。また、表現については、(1)と①を入れ替えることになるのであるが、(1)を「誰一人取り残さない生涯学習支援」とし、その中の取り組みとして、「①多様性と包摂性に基づき、学びを支援します」というように改めている。

これらを踏まえて、ご指摘いただいた点も含めて、所要の修正を行っているが、詳しくは後ほど、概要版及び本文の方でご説明をさせていただく。

3点目としては、栗林委員の方から、成果指標について、2, 3最重要目標を置いた方が良いというご指摘を頂いたので、教育振興基本計画にも掲げている目標2つについて、2つのめざすべき未来像のそれぞれに対応する形で、最重要目標として設定をさせていただいた。なお、その他のご意見については、今後引き続き、検討をしていく。

それでは、概要版及び本文に基づいて、具体的にご説明させていただく。概要版の表面をご覧くださいと、まず、基本理念の方については、特にご指摘をされたわけではないが、わかりやすさの観点から、本計画における生涯学習の定義を追加している。次に、めざすべき未来像の方であるが、1つ目の、「誰もが主体的に学び続け、社会に参画できるまち」の説明について、先ほどの大竹委員からのご指摘も踏まえ、元々最後の3つ目に記載していた内容を1つ目にもってきている。また、その内容についても、「誰一人取り残さない生

涯学習社会の実現に向け」という言葉を追加して、本計画で強調したい部分がより伝わるようにということを感じたところである。めざすべき未来像の下に、最重要目標を2つ設定し、記載している。めざすべき未来像1の1つ目に対応するものとしては、本市が実施しているインターネット調査において、一定期間継続した生涯学習活動をしたことがあると答える市民の割合を設定した。また、めざすべき未来像の2つ目に対応するものとしては、全国学力学習状況調査において、地域学校協働本部などの仕組みなどを活かして、保護者や地域の人との協働による活動を行ったと答える小中学校の割合を掲げている。いずれも教育振興基本計画にも目標として掲げているものである。

概要版の裏面には、(1)から(3)の基本的な方向にかかる説明文を追加して、それぞれの基本的な方向が何を示しているのかということがわかりやすくなるように付け足している。その他、全体的な文言修正を行っている。

続いて、本文であるが、全体構成を修正しているので、第1章を「生涯学習とは」として大きな理念を述べて、この章にあった「計画の位置づけ」とか「計画の期間」については、第3章に移動させている。そのために、以下章番号が1つずつずれている。また、2つの最重要目標については、第4章の3番目に記載をしている。さらに、第5章について、構成は変わらないが、先ほどのとおり、(1)のタイトルを、「誰一人取り残さない生涯学習支援」とし、①について、「多様性と包摂性にに基づき学びを支援します」としている。

第1章の「生涯学習とは」の文言については、元々冒頭に書いていた文章を活かしつつ、注釈でつけていた生涯学習についての文科省の定義であるとか、また、学習は若年期に学校で行うものだけではなく、学習の成果を活用することが重要となってきた旨を記載している。また、後半の「2」のところであるが、これまでの生涯学習大阪計画における生涯学習の定義づけについて、前回お示しした案では、基本理念の方にコラムとして掲載していたものを文章化して、ここに記載をしている。

続いて、基本理念のところ、元々、多様性と包摂性について述べているので、まずここに欄外に包摂性について注釈を追加した。めざすべき未来像の(1)については、先ほどの概要版と同じく、文章の記述の順序を変更した。まず、第2段落で「誰一人取り残さない生涯学習の推進」にかかる文章を記載して、趣旨が明確になるように、また、全体構成との整合性がとれるようにしている。

最重要目標については、いずれも現状値からコロナ禍により、令和2年度、非常に悪化しているというところもあり、目標値はコロナ前の水準に戻すことを想定して、設定をし

ているものである。

第5章の「1 施策推進における基本的な方向」の（1）については、先ほどのとおり、タイトルを「多様性と包摂性に基づく生涯学習支援」から、「誰一人取り残さない生涯学習支援」に改めるとともに、最後の段落になるが、ICTの活用について、ICTというのは本来あらゆる学びの拡充というものにつながるものではあるが、本計画では特に、誰一人取り残さない生涯学習支援に向けての活用を重視しているということを追記して、この項に置いているということの趣旨を明確にしたところである。

「2 施策の内容」の（1）については、先程来申し上げているとおり、（1）と①のタイトルを変更している。また、「多様性と包摂性の視点に基づき」と「誰一人取り残さない」の前に文言を追加して包摂性の注釈を参照いただけるように、先ほど注釈を置いたということの説明したが、その注釈を参照いただけるように、括弧書きで参照ページを記載している。また、包摂性の視点を明確にするために、こちらの方にLGBT等を例示して、多様性と包摂性を具体的にイメージしやすいようにしたところである。また、「合理的配慮に努めます」と、文末の言葉を、「合理的配慮」という言葉を使用するように修正をした。最後に、教育振興基本計画のパブリックコメントの修正に合わせて、「地域活動協議会とも連携し」という文言を追加している。

主な変更点は以上であるが、再度、教育振興基本計画との文言整理等、全体について適宜、文言修正、レイアウト修正をしているところである。

最後に今後の予定であるが、この素案について議決をいただけたならば、年内にパブリックコメントを実施したいと考えている。その上で、パブリックコメントを踏まえた案をとりまとめ、2月の教育委員会会議でご協議、ご議決をいただき、最終的には市長決裁により成案としたいと考えている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

（5）山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
